

愛媛県環境影響評価条例施行規則を次のように定める。

愛媛県環境影響評価条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 方法書（第4条—第10条）
- 第3章 準備書（第11条—第33条）
- 第4章 評価書（第34条—第38条の2）
- 第5章 対象事業の内容の修正等（第39条・第40条）
- 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第41条—第46条）
- 第7章 事後調査（第47条—第51条）
- 第8章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第52条—第59条）
- 第9章 愛媛県環境影響評価審査会（第60条—第66条）
- 第10章 雑則（第67条—第70条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（対象事業）

**第3条** 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表1の項から6の項まで（同項（5）及び（6）に掲げる要件に該当するものを除く。）又は8の項から15の項までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表7の項に掲げる要件に該当するものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

第2章 方法書

（方法書の作成）

**第4条** 条例第5条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- （1）対象事業の名称
- （2）対象事業の種類
- （3）対象事業の規模

- (4) 対象事業が実施されるべき区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、技術指針に定める地域特性に関する情報の種別に応じて区分し、行うものとする。
- 4 第1項第4号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 条例第5条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。
- 6 条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあっては、方法書にその旨を明らかにするものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

**第5条** 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けおそれがあると認められる地域とする。

（方法書についての公告の方法）

**第6条** 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 愛媛県報への掲載
- (3) 関係する市町の協力を得て、関係する市町の公報又は広報紙に掲載すること。
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（方法書及び要約書の縦覧）

**第7条** 条例第7条の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 愛媛県庁舎その他の県の施設
- (3) 関係する市町の協力が得られた場合にあっては、関係する市町の庁舎その他の関係する市町の施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

（方法書について公告する事項）

**第8条** 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

- (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
(方法書及び要約書の公表)

**第8条の2** 条例第7条の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。
- (3) 関係する市町の協力を得て、関係する市町のウェブサイトに掲載すること。  
(方法書説明会の開催)

**第8条の3** 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

**第8条の4** 第6条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所  
(責めに帰することができない事由)

**第8条の5** 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。  
(方法書についての意見書の提出)

**第9条** 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての知事の意見の提出期間)

**第10条** 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため、実地の調査を行う必要がある場合において自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときその他やむを得な

い事情があると認められるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

### 第3章 準備書

(準備書の作成)

**第11条** 条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
  - (2) 工作物の種類、規模及び配置計画その他の土地の利用に関する事項
  - (3) 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項
  - (4) 切土、盛土その他の土地の造成を行う場合にあっては、当該土地の造成に関する事項
  - (5) 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項
  - (6) 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
  - (7) 対象事業の実施後の定常状態における環境への負荷の状況に関する事項
  - (8) 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 第4条第2項の規定は、条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第2号に掲げる事項の記載について準用する。
  - 3 第4条第3項の規定は、条例第13条第1項第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第3号に掲げる事項の記載について準用する。
  - 4 第4条第4項の規定は、第1項第1号に掲げる事項のうち同条第1項第4号に掲げる事項及び前項において準用する同条第3項の規定により把握した結果の記載について準用する。
  - 5 条例第13条第1項第4号に掲げる事項の記載に当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにするものとする。
  - 6 第4条第5項の規定は、条例第13条第1項第5号に掲げる事項の記載について準用する。
  - 7 条例第13条第1項第7号アに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
    - (1) 調査により得られた情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件その他の当該情報の出自及びその妥当性
    - (2) 調査に関し、現地調査を行った場合において、既存の長期間の観測結果が存在しているときは、当該現地調査により得られた結果と観測結果とを比較した結果
    - (3) 予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について内容及びその妥当性
    - (4) 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（第6号及び第11項第3号並びに第47条第7項第1号において「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合にあっては、当該施策の内容

- (5) 環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合にあっては、必要に応じ予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を考慮した当該不確実性の内容
- (6) 評価に当たり、地方公共団体等が行う環境の保全のための措置の効果を見込んだ場合にあっては、当該措置の内容
- 8 条例第13条第1項第7号イに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証した結果
- (2) 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- (3) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要なに応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (4) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境影響
- (5) 損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を講じようとする場合にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (6) 代償措置を講じようとする場合にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- (7) 代償措置を講じようとする場合にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- 9 条例第13条第1項第7号イに掲げる事項の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。
- 10 条例第13条第1項第7号ウに掲げる事項の記載に当たっては、選定項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果の概要を一覧できるようにするものとする。
- 11 条例第13条第1項第8号に掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 事後調査の項目及び調査の手法の選定の理由
- (2) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合におけるその対応の方針
- (3) 地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合にあっては、当該地方公共団体等との協力又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容
- (4) 対象事業に係る施設等が事業者以外の者に引き継がれることが明らかな場合にあっては、当該事業者以外の者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに事後調査についての当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項
- 12 第4条第6項の規定は、条例第13条第3項において準用する条例第5条第2項の規定により2以上の対象事業について併せて準備書を作成した場合について準用する。
- （準備書についての公告の方法）
- 第12条** 第6条の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。
- （準備書及び要約書の縦覧）
- 第13条** 第7条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。
- （準備書について公告する事項）

**第14条** 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第17条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
（準備書及び要約書の公表）

**第14条の2** 第8条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催）

**第15条** 第8条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第8条の3中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の公告）

**第16条** 第6条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 第8条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第8条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない事由）

**第17条** 第8条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第8条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

**第18条** 削除

（準備書についての意見書の提出）

**第19条** 第9条の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。この場合において、第9条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見の概要等についての公告の方法）

**第20条** 第6条の規定は、条例第19条の規定による公告について準用する。

（準備書についての意見の概要等の縦覧）

**第21条** 第7条の規定は、条例第19条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「条例第18条の書類」と読み替えるものとする。

（準備書についての意見の概要等について公告する事項）

**第22条** 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模

- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 条例第18条の書類の縦覧の場所、期間及び時間  
(準備書についての意見の概要等の公表)

**第22条の2** 第8条の2の規定は、条例第19条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書及び要約書」とあるのは、「条例第18条の書類」と読み替えるものとする。  
(準備書についての知事の意見の提出期間)

**第23条** 条例第20条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため、実地の調査を行う必要がある場合において自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときその他やむを得ない事情があると認められるときは、150日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

- 2 第10条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。  
(公聴会の開催場所)

**第24条** 条例第20条第2項の公聴会（以下「公聴会」という。）は、関係地域内において開催するものとする。この場合において、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。  
(公聴会の開催の公告等)

**第25条** 知事は、公聴会を開催しようとするときは、その開催を予定する日の20日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 対象事業の名称、種類及び規模
- (4) 対象事業が実施されるべき区域
- (5) 関係地域の範囲
- (6) 公聴会において意見を聴こうとする事項
- (7) 公聴会における公述の申出に関する事項
- (8) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の規定による公告をしたときは、事業者及び関係市町長にその旨を通知するものとする。  
(公述の申出等)

**第26条** 条例第20条第2項第6号の規則で定めるものは、関係地域内に土地又は建物を有する個人及び法人その他の団体とする。

- 2 条例第20条第2項各号に掲げるものは、公聴会に出席して環境の保全の見地からの意見を述べることができる。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとするものは、公聴会の開催を予定する日の10日前までに、知事に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 氏名、住所、年齢及び電話番号（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名、年齢及び役職名）
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 意見の要旨
  - (4) 意見を述べるために必要な時間

(5) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 条例第20条第2項第2号に掲げるもの そのものが関係地域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 条例第20条第2項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 条例第20条第2項第4号に掲げる者 その者が従事する農業、林業又は漁業の別

エ 条例第20条第2項第5号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

オ 第1項に規定するもの そのものが関係地域内に有する土地又は建物の別及び所在地

4 前項第3号の意見の要旨は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述人の選定等)

**第27条** 知事は、前条第3項の書面の提出があったときは、公聴会の運営を円滑に行うため、あらかじめ公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定し、又は意見を述べることができる時間（以下「公述時間」という。）を定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

この場合において、公述人に選定されなかったものがあるときは、知事は、その旨を本人に通知するものとする。

3 知事は、事業者から要請があった場合において必要があると認めるときは、公聴会において事業者に意見を述べさせることがある。

(公聴会の中止)

**第28条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の公告をした公聴会の開催を中止することがある。

(1) 第26条第3項の書面の提出がなかったときその他公聴会を開催する必要がなくなったと認められるとき。

(2) 天災その他やむを得ない事由により公聴会を開催することが困難であると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、事業者、関係市町長及び前条第1項の規定により公述人を選定している場合にあっては公述人にその旨を通知するとともに、その旨を公告するものとする。

(公聴会の議長)

**第29条** 公聴会は、議長が主宰する。

2 議長は、県職員のうちから、知事が指名する。

(意見の陳述等)

**第30条** 公述人は、準備書についての環境の保全の見地からの意見の範囲を超えて、意見を述べてはならない。

2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

3 公述人は、公述時間を超えて発言してはならない。

4 公述人は、公聴会に出席して自ら意見を述べなければならない。ただし、やむを得ない事由により自ら意見を述べることができない場合には、あらかじめ知事に意見書を提出し、代読を求めることができる。

5 公述人は、日本語により、意見を述べるものとする。

6 第2項、第3項及び前項の規定は、公聴会において事業者が意見を述べる場合について準用する。

7 議長は、公述人及び事業者に対し、質疑をすることができる。

(公聴会の秩序維持)

**第31条** 議長は、前条第1項若しくは第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は同条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による議長の許可を受けずに発言した者に対し、その発言を制止し、若しくは禁止し、又は退場を命ずることができる。

2 議長は、公聴会の秩序を維持しその運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又

はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者に対し、その言動を制止し、若しくは退場を命ずることができる。

3 前2項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

(記録書の作成等)

**第32条** 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録書を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 議長の氏名及び職名
- (4) 出席した公述人の氏名並びに住所又はその者の勤務し、若しくは所属する団体の名称及び所在地並びに役職名
- (5) 出席した事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに出席した者の氏名及び役職名)
- (6) 公述人及び事業者が述べた意見の要旨
- (7) その他公聴会の経過に関する事項

2 知事は、公聴会を開催したときは、事業者及び関係市町長に対し、前項の記録書の写しを送付するものとする。

(責めに帰することができない事由)

**第33条** 条例第20条第3項ただし書の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により公聴会への出席ができないこと。
- (2) 事業者以外の者により事業者の公聴会への出席が故意に阻害されたこと。

## 第4章 評価書

(条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

**第34条** 条例第21条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。)とする。

2 条例第21条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する修正
- (2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

(評価書の作成)

**第35条** 評価書の記載に当たり、準備書に記載されている事項を修正した場合にあつては、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

2 第11条第1項から第11項までの規定は、条例第21条第2項第1号に掲げる事項の記載について準用する。

3 第11条第5項の規定は、条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

4 第4条第6項の規定は、2以上の対象事業について併せて評価書を作成した場合について準用する。

(評価書についての公告の方法)

**第36条** 第6条の規定は、条例第23条の規定による公告について準用する。

(評価書及び要約書の縦覧)

**第37条** 第7条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

**第38条** 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書及び要約書の公表)

**第38条の2** 第8条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

## 第5章 対象事業の内容の修正等

(条例第24条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

**第39条** 第34条の規定は、条例第24条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の公告)

**第40条** 第6条の規定は、条例第25条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第25条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第25条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号並びにその理由及び時期
- (4) 条例第25条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所  
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

## 第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第26条第2項の規則で定める軽微な変更等)

**第41条** 条例第26条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項に規定する変更

- (2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であって、当該変更後の対象事業について条例第6条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町長以外の市町長が含まれていないもの

3 第6条及び前条第2項の規定は、条例第26条第4項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)において準用する条例第25条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、前条第2項第3号及び第4号中「条例第25条第1項」とあるのは、「条例第26条第4項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)において準用する条例第25条第1項」と読み替えるものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合等の公告)

**第42条** 第6条の規定は、条例第27条第3項の規定による公告について準用する。

2 条例第27条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第27条第1項又は第2項の規定により環境影響評価その他の手続を行う旨及び行う手続

3 第6条及び第40条第2項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第40条第2項第3号及び第4号中「条例第25条第1項」とあるのは、「条例第27条第4項において準用する条例第25条第1項」と読み替えるものとする。

(環境の保全の配慮についての審査等に係る条例の規定)

**第43条** 条例第28条第1項の県の条例の規定であって規則で定めるものは、別表第4に掲げるとおりとする。

**第44条** 条例第28条第2項各号の県の条例の規定であって規則で定めるものは、別表第5に掲げるとおりとする。

**第45条** 条例第29条の県の条例の規定であって規則で定めるものは、別表第6に掲げるとおりとする。

(対象事業に係る工事の着手の場合等の公告)

**第46条** 第6条の規定は、条例第34条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第34条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施区域
- (4) 条例第34条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号並びにその理由及び時期

3 第6条及び第40条第2項の規定は、条例第34条第2項において準用する条例第25条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第40条第2項第3号及び第4号中「条例第25条第1項」とあるのは、「条例第34条第2項において準用する条例第25条第1項」と読み替えるものとする。

## 第7章 事後調査

(事後調査報告書の作成)

**第47条** 条例第36条第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 対象事業の実施区域

(3) 対象事業に係る工事の実施中における事後調査にあつては、第11条第1項第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項

(4) 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後における事後調査にあつては、次に掲げる事項

ア 工作物の種類、規模及び配置その他の土地の利用に関する事項

イ 対象事業に係る工事の工法、期間及び工程に関する事項

ウ 切土、盛土その他の土地の造成を行った場合にあっては、当該土地の造成に関する事項

エ 土石の捨場又は採取場を設置した場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場に関する事項

オ 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の内容の概要

カ 対象事業の実施後の定常状態における環境への負荷の状況に関する事項

キ 対象事業に密接に関連して行われた事業の内容の概要

ク アからキまでに掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、評価書に記載されたもの

2 第11条第5項の規定は、条例第36条第2号に掲げる事項のうち条例第21条第2項第4号に掲げる事項の記載について準用する。

3 条例第36条第3号に掲げる事項の記載に当たっては、事後調査の項目及び調査の手法の選定の理由を明らかにするものとする。

4 第4条第2項の規定は、条例第36条第1号に掲げる事項のうち条例第5条第1項第2号に掲げる事項について準用する。

5 第4条第3項の規定は、条例第36条第4号に掲げる事項の記載について準用する。

6 第4条第4項の規定は、第1項第2号に掲げる事項及び前項において準用する同条第3項の規定により把握した結果の記載について準用する。

7 条例第36条第6号アに係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 事後調査において、地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合にあっては、当該地方公共団体等との協力又は当該情報の内容

(2) 事業者以外の者が事後調査を行った場合にあっては、当該事業者以外の者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該事業者以外の者との協力又は当該事業者以外の者への要請の方法及び内容

（事後調査報告書についての公告の方法）

**第48条** 第6条の規定は、条例第38条の規定による公告について準用する。

（事後調査報告書及び要約書の縦覧）

**第49条** 第7条の規定は、条例第38条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「事後調査報告書及び要約書」と読み替えるものとする。

（事後調査報告書について公告する事項）

**第50条** 条例第38条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者（事業者以外の者が事後調査を行った場合にあっては、当該事業者以外の者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 事後調査報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(事後調査報告書及び要約書の公表)

**第50条の2** 第8条の2の規定は、条例第38条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての知事の意見の提出期間)

**第51条** 条例第39条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため、実地の調査を行う必要がある場合において自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときその他やむを得ない事情があると認められるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第10条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

## 第8章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え)

**第52条** 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第33条まで(条例第5条第2項、第13条第3項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

|                      |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条第1項               | 事業者は、対象事業                                    | 第41条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設（第24条及び第25条第1項第1号において「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。） |
| 第5条第1項第1号            | 事業者の氏名及び住所（法人にある場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第5条第1項第2号から第4号まで     | 対象事業                                         | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第6条                  | 事業者                                          | 都市計画決定権者                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                      | 対象事業                                         | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第7条から第10条まで及び第11条第1項 | 事業者                                          | 都市計画決定権者                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第11条第1項              | 対象事業                                         | 都市計画対象事業                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第11条第2項              | 事業者                                          | 都市計画決定権者                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第12条から第14条まで         | 事業者                                          | 都市計画決定権者                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                       |                                                                    |                                                                                                                                         |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| で                     | 対象事業                                                               | 都市計画対象事業                                                                                                                                |
| 第15条から第20条まで及び第21条第1項 | 事業者                                                                | 都市計画決定権者                                                                                                                                |
| 第21条第1項第3号            | 対象事業                                                               | 都市計画対象事業                                                                                                                                |
| 第21条第2項及び第22条         | 事業者                                                                | 都市計画決定権者                                                                                                                                |
| 第22条                  | 送付しなければならない。                                                       | 送付しなければならない。この場合において、都市計画決定権者が国土交通大臣若しくは地方整備局長又は県であるときは愛媛県都市計画審議会の議を、市町であるときは市町都市計画審議会（当該市町に市町都市計画審議会が置かれていないときは、愛媛県都市計画審議会）の議を経るものとする。 |
| 第23条及び第24条            | 事業者                                                                | 都市計画決定権者                                                                                                                                |
| 第24条                  | 修正しよう                                                              | 修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう                                                                                                          |
|                       | 対象事業                                                               | 都市計画対象事業                                                                                                                                |
| 第25条第1項               | 事業者                                                                | 都市計画決定権者                                                                                                                                |
| 第25条第1項第1号            | 対象事業を実施しない                                                         | 対象事業等を都市計画に定めない                                                                                                                         |
| 第25条第1項第2号            | 対象事業                                                               | 都市計画対象事業                                                                                                                                |
| 第26条第1項               | を行う                                                                | が行われる                                                                                                                                   |
| 第26条第2項               | を行って                                                               | が行われて                                                                                                                                   |
| 第26条第3項               | を行った                                                               | が行われた                                                                                                                                   |
|                       | を行い                                                                | が行われ                                                                                                                                    |
| 第26条第4項               | 前条の                                                                | 第25条（第1項第1号及び第2号を除く。）の                                                                                                                  |
|                       | を行って                                                               | が行われて                                                                                                                                   |
|                       | 前条第1項各号のいずれか                                                       | 第25条第1項第3号                                                                                                                              |
|                       | 準用する。この場合において、同項第2号中「修正した」とあるのは「変更した」と、「修正後」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。 | 準用する。                                                                                                                                   |
| 第27条第1項               | を行った                                                               | が行われた                                                                                                                                   |
| 第27条第2項               | 事業者が                                                               | 都市計画決定権者が                                                                                                                               |
| 第32条                  | 定める者                                                               | 定める者（評価書に係る都市計画が都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を                           |

|  |  |                                                                                                                                                                                           |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 含む。)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第2項の規定による同意を要するものである場合にあっては、当該同意を行う国土交通大臣(都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第126条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者) |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(都市計画に係る手続との調整)

**第53条** 前条の規定により読み替えて適用される条例第15条又は第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定による公告又は同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者(国土交通大臣(都市計画法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長。次項において同じ。))を除く。)は、前条の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定により評価書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3 対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前条の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により準備書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定により評価書及び同条の要約書を縦覧に供する場合には、当該評価書及び要約書を知事に送付し、知事に、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第20条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)に規定する同法第14条第1項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供させるものとする。

4 都市計画決定権者は、前2項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもありとみなして条例及び同法の規定を適用する。

5 都市計画決定権者は、条例第41条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、前条の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定による愛媛県都市計画審議会又は市町都市計画審議会への付議を、都市計画法第18条第2項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による愛媛県都市計画審議会への付議又は同法第19条第2項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町都市計画審議会若しくは愛媛県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

**第54条** 前条第2項又は第3項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第17条第1項及び第2項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同法第17条第1項中「2週間」とあるのは「1月間」と、同条第2項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日」とする。

2 都市計画決定権者は、対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を都市計画に定めようとするときは、同法に定めるところによるほか、第52条の規定により読み替えて適用される条例第23条の評価書に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

**第55条** 第52条の規定により読み替えて適用される条例第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、条例第26条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第26条第2項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

|         |              |                                                                                  |
|---------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 第26条第2項 | 事業者は、第23条    | 都市計画決定権者は、愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号。以下「条例施行規則」という。)第52条の規定により読み替えて適用される第23条 |
|         | を実施する        | が実施される                                                                           |
|         | 第5条第1項第2号    | 条例施行規則第52条の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号                                              |
|         | を変更しよう       | の変更に係る都市計画の変更をしよう                                                                |
|         | 当該変更         | 当該事項の変更                                                                          |
| 第26条第3項 | 第1項の規定は、第23条 | 第26条第1項の規定は、都市計画決定権者が条例施行規則第52条の規定により読み替えて適用される第23条                              |
|         | 第5条第1項第2号    | 条例施行規則第52条の規定により読み替えて適用される第5条第1項第2号                                              |
|         | 当該事業         | 当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業                                           |
|         | 事業者          | 都市計画に係る事業者                                                                       |
|         | 第1項中         | 第26条第1項中「第23条」とあるのは「条例施行規則第52条の規定により読み替えて適用される第23条」と、                            |
|         | を行い          | が行われ                                                                             |
|         | 行うものに限る。)」   | 行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が                                                       |

|  |  |                                                          |
|--|--|----------------------------------------------------------|
|  |  | 行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「条例施行規則第52条の規定により読み替えて適用される第21条第1項」 |
|--|--|----------------------------------------------------------|

(事業者の行う環境影響評価との調整)

**第56条** 事業者が条例第5条の規定により方法書を作成してから条例第7条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者（事業者が既に条例第6条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第41条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなす。

3 事業者が条例第7条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第41条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

4 前項の場合において、その送付を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第23条の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第5章及び第6章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第41条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第23条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る同条の評価書（次条において「評価書」という。）を送付しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

**第57条** 前条第5項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）、同法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第2項の規定による同意を要する場合には、当該同意を行う国土交通大臣（都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第126条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長）に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第18条（同法第21条第2項において準用する場合を含む。同法第18条第1項及び第2項にあつては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は同法第19条第1項及び第2項（これらの規定を同法第21条第2項において準用する場合を含む。）若しくは同法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定が適用される場合には、第54条第2項の規定は、都市計画決定権者が前条第5項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第54条第2項中「第52条の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第56条第5項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

**第58条** 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第45条まで（第4条第6項（第11条第12項及び第35条第4項において準用する場合を含む。）及び第40条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

|             |                                             |                                 |
|-------------|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 第4条第1項      | 条例第5条第1項第2号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号 |
|             | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
| 第4条第2項      | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
| 第4条第3項      | 条例第5条第1項第3号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第3号 |
| 第4条第5項      | 条例第5条第1項第4号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第4号 |
| 第5条         | 条例第6条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第6条       |
|             | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
| 第6条及び第7条    | 条例第7条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
| 第7条第1号及び第4号 | 事業者                                         | 都市計画決定権者                        |
| 第8条         | 条例第7条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
| 第8条第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                     |
| 第8条第2号及び第3号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
| 第8条第4号      | 条例第6条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第6条       |
|             | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
| 第8条第7号      | 条例第8条第1項                                    | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項    |
| 第8条の2       | 条例第7条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条       |
| 第8条の2第1号    | 事業者                                         | 都市計画決定権者                        |
| 第8条の3       | 条例第7条の2第1項                                  | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項  |
|             | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                        |
|             | 事業者                                         | 都市計画決定権者                        |

|                    |                                             |                                   |
|--------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第8条の4第1項及び第2項      | 条例第7条の2第2項                                  | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項    |
| 第8条の4第2項第1号        | 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                       |
| 第8条の4第2項第2号から第4号まで | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第8条の5              | 条例第7条の2第4項                                  | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項    |
|                    | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第9条第1項             | 条例第8条第1項                                    | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項      |
| 第10条第1項            | 条例第10条第1項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項     |
| 第10条第2項            | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第11条第1項            | 条例第13条第1項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号  |
|                    | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第11条第2項            | 条例第13条第1項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号  |
|                    | 条例第5条第1項第2号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号   |
| 第11条第3項            | 条例第13条第1項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第1号  |
|                    | 条例第5条第1項第3号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第3号   |
| 第11条第5項            | 条例第13条第1項第4号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第4号  |
|                    | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第11条第6項            | 条例第13条第1項第5号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第5号  |
| 第11条第7項            | 条例第13条第1項第7号ア                               | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第7号ア |
| 第11条第8項            | 条例第13条第1項第7号イ                               | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第7号イ |
| 第11条第9項            | 条例第13条第1項第7号イ                               | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第7号イ |

|              |                                             |                                   |
|--------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第11条第10項     | 条例第13条第1項第7号ウ                               | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第7号ウ |
| 第11条第11項     | 条例第13条第1項第8号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号  |
| 第11条第11項第4号  | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第12条から第14条まで | 条例第15条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第15条        |
| 第14条第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                       |
| 第14条第2号及び第3号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第14条第7号      | 条例第17条第1項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項     |
| 第14条の2       | 条例第15条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第15条        |
| 第15条         | 条例第16条第1項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項     |
| 第16条第1項      | 条例第16条第2項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項     |
| 第16条第2項      | 条例第16条第2項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項     |
|              | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第17条         | 条例第16条第2項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項     |
|              | 事業者                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第19条         | 条例第17条第1項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項     |
| 第20条及び第21条   | 条例第19条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第19条        |
| 第21条         | 条例第18条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第18条        |
| 第22条         | 条例第19条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第19条        |
| 第22条第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                       |
| 第22条第2号及び第3号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                          |

|                                |                                                             |                                   |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第22条第5号                        | 条例第18条                                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第18条        |
| 第23条第1項                        | 条例第20条第1項                                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項     |
| 第24条                           | 条例第20条第2項                                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項     |
| 第25条第1項第2号                     | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）                 | 都市計画決定権者の名称                       |
| 第25条第1項第3号及び第4号                | 対象事業                                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第25条第2項                        | 事業者                                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第26条第1項                        | 条例第20条第2項第6号                                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項第6号  |
| 第26条第2項                        | 条例第20条第2項各号                                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項各号   |
| 第26条第3項第2号                     | 対象事業                                                        | 都市計画対象事業                          |
| 第26条第3項第5号ア                    | 条例第20条第2項第2号                                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項第2号  |
| 第26条第3項第5号イ                    | 条例第20条第2項第3号                                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項第3号  |
| 第26条第3項第5号ウ                    | 条例第20条第2項第4号                                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項第4号  |
| 第26条第3項第5号エ                    | 条例第20条第2項第5号                                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項第5号  |
| 第27条第3項、第28条第2項並びに第30条第6項及び第7項 | 事業者                                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第32条第1項第5号                     | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに出席した者の氏名及び役職名） | 都市計画決定権者の名称並びに出席した者の氏名及び職名        |
| 第32条第1項第6号及び第2項                | 事業者                                                         | 都市計画決定権者                          |
| 第33条                           | 条例第20条第3項ただし書                                               | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第20条第3項ただし書 |
|                                | 事業者                                                         | 都市計画決定権者                          |

|                 |                                             |                                  |
|-----------------|---------------------------------------------|----------------------------------|
| 第34条の見出し及び同条第1項 | 条例第21条第1項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項第1号 |
| 第34条第1項         | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
|                 | 条例第6条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第6条        |
| 第34条第2項         | 条例第21条第1項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項第1号 |
| 第34条第2項第2号及び第3号 | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第34条第2項第3号      | 条例第6条                                       | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第6条        |
| 第35条第2項         | 条例第21条第2項第1号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項第1号 |
| 第35条第3項         | 条例第21条第2項第4号                                | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項第4号 |
| 第36条から第38条まで    | 条例第23条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第23条       |
| 第38条第1号         | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                      |
| 第38条第2号及び第3号    | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第38条の2          | 条例第23条                                      | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第23条       |
| 第5章の章名          | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第39条（見出しを含む。）   | 条例第24条ただし書                                  | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第24条ただし書   |
| 第40条第1項及び第2項    | 条例第25条第1項の                                  | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項の   |
| 第40条第2項第1号      | 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 都市計画決定権者の名称                      |
| 第40条第2項第2号      | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |
| 第40条第2項第3号      | 条例第25条第1項各号                                 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項各号  |
| 第41条の見出し及び同条第1項 | 条例第26条第2項                                   | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項    |
| 第41条第1項         | 対象事業                                        | 都市計画対象事業                         |

|                 |           |                               |
|-----------------|-----------|-------------------------------|
|                 | 条例第6条     | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第6条     |
| 第41条第2項         | 条例第26条第2項 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項 |
| 第41条第2項第2号及び第3号 | 対象事業      | 都市計画対象事業                      |
| 第41条第2項第3号      | 条例第6条     | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項 |
| 第59条第2号         | 条例第32条第3号 | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第32条第3号 |
| 第69条第1項         | 対象事業      | 都市計画対象事業                      |
| 第70条第3号         | 条例第18条    | 第52条の規定により読み替えて適用される条例第18条    |
| 別表第2及び別表第3      | 対象事業      | 都市計画対象事業                      |

(都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき事業者)

**第59条** 条例第42条第2項の規則で定める事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国、県及び市町
- (2) 条例第32条第3号に規定する法人

## 第9章 愛媛県環境影響評価審査会

(委員及び専門委員)

**第60条** 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 知事は、委員若しくは専門委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員若しくは専門委員に職務上の義務違反その他委員若しくは専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これらの者を罷免することができる。

(会長)

**第61条** 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

**第62条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第63条** 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 審査会及び部会の会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

4 審査会及び部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(参考人)

**第64条** 審査会及び部会は、審査又は調査審議のため必要があるときは、委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第65条** 審査会の庶務は、県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課において処理する。

(委任)

**第66条** この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第10章 雑則

(身分証明書)

**第67条** 条例第46条第4項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

(公表)

**第68条** 条例第47条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について愛媛県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施区域

(4) 関係地域の範囲

(5) 勧告の内容及びその勧告に従わない旨

(書類の経由)

**第69条** 環境影響評価法（平成9年法律第81号）、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、対象事業の実施に係る区域を所管する保健所の長（松山市の区域にあつては、中予保健所長）を経由しなければならない。ただし、対象事業の実施に係る区域が2以上の保健所の所管区域にわたる場合にあつては、知事が指定する保健所の長を経由しなければならない。

2 前項ただし書の指定は、告示によって行う。

(書類の提出部数)

**第70条** 次に掲げる書類の提出部数は、知事に提出する場合にあつては30部と、市町長に提出する場合にあつては3部とする。ただし、知事又は市町長が必要であると認めるときは、これを増加し、又は減ずることがある。

(1) 方法書

(2) 準備書及び要約書

(3) 条例第18条の書類

(4) 評価書及び要約書

(5) 事後調査報告書及び要約書

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。  
(条例附則第2項の規則で定める軽微な変更等)
- 2 第41条の規定は、条例附則第2項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、同条第1項並びに第2項第2号及び第3号並びに別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。  
(条例附則第2項第1号の法律又は県の条例の規定)
- 3 条例附則第2項第1号の法律又は県の条例の規定であつて規則で定めるものは、別表第7に掲げるとおりとする。  
(条例附則第2項第3号の土地改良事業計画)
- 4 条例附則第2項第3号の規則で定める土地改良事業計画は、農林水産大臣が定める土地改良事業計画とする。  
(この条例の施行により新たに対象事業となる事業の環境影響の程度を低減する変更)
- 5 条例附則第3項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であることとする。

**附 則** (平成12年3月31日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第77条中愛媛県環境影響評価条例施行規則別表第4及び別表第5 1の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

**附 則** (平成12年12月26日規則第70号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年5月18日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成15年3月24日規則第10号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。ただし、別表第7 7の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年9月30日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 1の項(5)及び2の項(1)の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成16年12月28日規則第67号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

**附 則** (平成17年3月25日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年6月3日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 9 月27日規則第64号）

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県環境影響評価条例施行規則第 4 条から第58条までの規定は、この規則の施行の日以後に愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第 1 号）第 7 条に規定する公告を行った事業について適用し、同日前に当該公告を行った事業については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 4 月 1 日規則第33号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

附 則（平成22年10月 1 日規則第41号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日規則第 6 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 1 日規則第30号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日規則第47号）

この規則は、平成24年12月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 5 日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規則第31号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月18日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第 8 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日規則第23号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日規則第 7 号抄）

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月23日から施行する。

別表第 1（第 3 条、別表第 2、別表第 3 関係）

| 事業の種類                | 事業の要件                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 条例別表 1 の項に掲げる事業の種類 | (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第12条第 1 項に規定する指定都市高速道路であるものを除く。以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第 2 条第 7 号の登坂車線、同条第 8 号の屈折車線及び同条第 9 号の |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>変速車線を除く。以下同じ。) の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                    | <p>(2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数増加に係る部分(改築後の車線数が4以上であるものに限る。))及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線数が4以上であるものに限る。))の長さの合計が7.5キロメートル以上であるものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                    | <p>(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する農業用道路(以下「農業用道路」という。))の新設の事業(車線に相当するもの(以下「車線相当部」という。))の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である農業用道路を設けるものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                    | <p>(4) 農業用道路の改築の事業であって、農業用道路の区域を変更して車線相当部の数を増加させ又は新たに農業用道路を設けるもの(車線相当部の数増加に係る部分(改築後の車線相当部の数が4以上であるものに限る。))及び変更後の農業用道路の区域において新たに設けられる農業用道路の部分(車線相当部の数が4以上であるものに限る。))の長さの合計が7.5キロメートル以上であるものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
|                    | <p>(5) 林道の開設又は改良の事業(幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上である林道を設けるものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2 条例別表2の項に掲げる事業の種類 | <p>(1) 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の区域(以下「貯水区域」という。))の面積(以下「貯水面積」という。))が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業(当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号の発電事業者(その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。))であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> |
|                    | <p>(2) 計画湛(たん)水位(堰(せき))の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰(せき)によってたたえることとした流水の最高水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。))における湛(たん)水区域(以下「湛(たん)水区域」という。))の面積(以下「湛(たん)水面積」という。))が50ヘクタール以上である堰(せき)の新築の事業(当該堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p>                                                   |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>(3) 改築後の湛(たん)水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰(せき)の改築の事業(当該改築後の堰(せき)が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。))及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>(4) 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3 条例別表3の項に掲げる事業の種類 | <p>(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨(こ)座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業(長さが5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。)</p> <p>(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業(長さが5キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。)</p> <p>(4) 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。))又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業(改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。)</p> |
| 4 条例別表4の項に掲げる事業の種類 | <p>(1) 陸上飛行場及びその施設の設置の事業</p> <p>(2) 滑走路の新設を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業</p> <p>(3) 滑走路の延長を伴う陸上飛行場及びその施設の変更の事業(滑走路を250メートル以上延長するものに限る。)</p> <p>(4) 陸上ヘリポート及びその施設の設置の事業(長さが30メートル以上である滑走路を設けるものに限る。)</p> <p>(5) 滑走路の新設を伴う陸上ヘリポート及びその施設の変更の事業(新設する滑走路の長さが30メートル以上であるものに限る。)</p> <p>(6) 滑走路の延長を伴う陸上ヘリポート及びその施設の変更の事業(滑走路を30メートル以上延長するものに限る。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5 条例別表5の項に掲げる事業の種類 | <p>(1) 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事業(当該水力発電所の設備にダム又は堰(せき)が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をそ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>の事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(2) 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業(当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰(せき)の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築を行おうとする者(その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰(せき)の新築若しくは改築である部分を除く。)</p> <p>(3) 出力が75,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業</p> <p>(4) 出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業</p> <p>(5) 出力が20,000キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業</p> <p>(6) 出力が20,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業</p> <p>(7) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業</p> <p>(8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</p>                                                              |
| 6 条例別表6の項に掲げる事業の種類 | <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設で焼却により処理するもの(以下「ごみ焼却施設」という。)又は同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理するもの(以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が50トン以上であるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設を設置するものに限る。)</p> <p>(2) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が50トン以上増加するものに限る。)</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業(1日当たりの処理能力の合計が300キロリットル以上であるし尿処理施設を設置するものに限る。)</p> <p>(4) し尿処理施設の規模の変更の事業(1日当たりの処理能力の合計が300キロリットル以上増加するものに限る。)</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業(埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。)</p> <p>(6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業(埋立処分場</p> |

|                      |                                                                                                                                                                                      |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | 所の面積が15ヘクタール以上増加するものに限る。)                                                                                                                                                            |
| 7 条例別表7の項に掲げる事業の種類   | 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業(埋立て又は干拓に係る区域(以下「埋立干拓区域」という。))の面積が25ヘクタール以上(干潟、藻場又は愛媛県自然海浜保全条例(昭和55年愛媛県条例第3号)第2条第1項に規定する自然海浜保全地区の全部又は一部を含む埋立て又は干拓の事業にあつては、15ヘクタール以上)であるものに限る。) |
| 8 条例別表8の項に掲げる事業の種類   | 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業(都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                    |
| 9 条例別表9の項に掲げる事業の種類   | 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成の事業(造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                                           |
| 10 条例別表10の項に掲げる事業の種類 | 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                                 |
| 11 条例別表11の項に掲げる事業の種類 | 宅地の造成の事業(造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                                                                              |
| 12 条例別表12の項に掲げる事業の種類 | 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業(農用地以外の土地の農用地への地目変換の事業であつて、造成に係る一団の土地の面積が100ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                            |
| 13 条例別表13の項に掲げる事業の種類 | (1) ゴルフ場(ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値(以下「ホールの平均距離」という。))が100メートル以上の施設及びホール数が9ホール以上18ホール未満であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設を設けるものに限る。以下同じ。))の設置の事業                         |
|                      | (2) ゴルフ場の規模の変更の事業(新たに土地の形状を変更する面積が10ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                                                                |
|                      | (3) スキー場の設置の事業(50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するものに限る。)                                                                                                                                        |
|                      | (4) スキー場の規模の変更の事業(新たに土地の形状を変更する面積が50ヘクタール以上であるものに限る。)                                                                                                                                |
|                      | (5) 運動・レジャー施設(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第1条第2項第1号に規定する工作物に該当するものに限る。(6)において同じ。))の設置の事業(50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するものに限るものとし、(1)に掲げる要件に該当するものを除く。)                                            |
|                      | (6) 運動・レジャー施設の規模の変更の事業(新たに土地の形状を変更する面積が50ヘクタール以上であるものに限るものとし、(2)に掲げる要件に該当するものを除く。)                                                                                                   |
| 14 条例別表14の項に掲げる事業の種類 | (1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場(以下「工場等」という。))の新設の事業(排出ガス量(温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。))                                                           |

|                      |                                                                                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <p>の合計が10万立方メートル以上又は排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）の合計が1万立方メートル以上である工場等を設けるものに限る。）</p> <p>（2） 工場等の規模の変更の事業（排出ガス量の合計が10万立方メートル以上又は排出水量が1万立方メートル以上増加するものに限る。）</p> |
| 15 条例別表15の項に掲げる事業の種類 | <p>（1） 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置の事業（計画処理人口が10万人以上である終末処理場を設置するものに限る。）</p> <p>（2） 終末処理場の規模の変更の事業（計画処理人口が10万人以上増加するものに限る。）</p>         |
| 16 条例別表16の項に掲げる事業の種類 | 土又は採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石の採取の事業（土取場若しくは岩石採取場の区域の面積が50ヘクタール以上であるもの又は土取場若しくは岩石採取場の区域の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。）                                                |
| 17 条例別表17の項に掲げる事業の種類 | 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物の掘採の事業（採掘鉱区の面積が50ヘクタール以上であるもの又は採掘鉱区の面積が50ヘクタール以上増加するものに限る。）                                                                         |

別表第2（第34条、第58条関係）

| 対象事業の区分                         | 事業の諸元                    | 手続を経ることを要しない修正の要件                                            |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 別表第1 1の項<br>（1）又は（2）に該当する対象事業 | （1） 道路の長さ                | 道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。                                      |
|                                 | （2） 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                 | （3） 車線の数                 | 車線の数が増加しないこと。                                                |
|                                 | （4） 設計速度                 | 設計速度が増加しないこと。                                                |
| 2 別表第1 1の項<br>（3）又は（4）に該当する対象事業 | （1） 農業用道路の長さ             | 農業用道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。                                   |
|                                 | （2） 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                 | （3） 車線相当部の数              | 車線相当部の数が増加しないこと。                                             |
|                                 | （4） 農業用道路の設計の基礎となる自動車の速度 | 農業用道路の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。                                |
| 3 別表第1 1の項<br>（5）に該当する対象事業      | （1） 林道の長さ                | 林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。                                      |
|                                 | （2） 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                 | （3） 林道の設計の基礎となる自動車の速度    | 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。                                   |
| 4 別表第1 2の項                      | （1） 貯水区域の位置              | 新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20                                  |

|                                    |                                                                             |                                                       |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1)に該当する対象事業                       |                                                                             | パーセント未満であること。                                         |
|                                    | (2) コンクリートダム<br>又はフィルダムの別                                                   |                                                       |
| 5 別表第1 2の項<br>(2)又は(3)に該当する対象事業    | (1) 湛(たん)水区域の位置                                                             | 新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の20パーセント未満であること。      |
|                                    | (2) 固定堰(ぜき)又は可動堰(ぜき)の別                                                      |                                                       |
| 6 別表第1 2の項<br>(4)に該当する対象事業         | 放水路の区域の位置                                                                   | 新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。         |
| 7 別表第1 3の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業    | (1) 鉄道の長さ                                                                   | 鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。                               |
|                                    | (2) 本線路施設区域(別表第1 3の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置 | 修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。        |
|                                    | (3) 本線路(一の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数                                              | 本線路の増設がないこと。                                          |
|                                    | (4) 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度                                                    | 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。  |
| 8 別表第1 3の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業    | (1) 軌道の長さ                                                                   | 軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。                               |
|                                    | (2) 本線路施設区域の位置                                                              | 修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。        |
|                                    | (3) 本線路の数                                                                   | 本線路の増設がないこと。                                          |
|                                    | (4) 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度                                                   | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 |
| 9 別表第1 4の項<br>(1)から(3)までに該当する対象事業  | (1) 滑走路の長さ                                                                  | 滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。                              |
|                                    | (2) 陸上飛行場及びその施設の区域の位置                                                       | 新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。             |
| 10 別表第1 4の項<br>(4)から(6)までに該当する対象事業 | (1) 滑走路の長さ                                                                  | 滑走路の長さが20パーセント以上増加しないこと。                              |
|                                    | (2) 陸上ヘリポート及びその施設の区域の位置                                                     | 新たに陸上ヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。           |

|                                  |                                                   |                                                                      |
|----------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 当する対象事業                          | びその施設の区域の位置                                       | 積が1ヘクタール未満であること。                                                     |
| 11 別表第1 5の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業 | (1) 発電所又は発電設備の出力                                  | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                       |
|                                  | (2) ダムの貯水区域の位置                                    | 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。                       |
|                                  | (3) 堰(せき)の湛(たん)水区域の位置                             | 新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。 |
|                                  | (4) ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別                          |                                                                      |
| 12 別表第1 5の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) 発電所又は発電設備の出力                                  | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                       |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
|                                  | (3) 原動力についての<br>汽力、ガスタービン、<br>内燃力又はこれらを組み合わせたものの別 |                                                                      |
|                                  | (4) 燃料の種類                                         |                                                                      |
|                                  | (5) 冷却方式についての<br>冷却塔、冷却池又は<br>その他のものの別            |                                                                      |
| 13 別表第1 5の項<br>(5)又は(6)に該当する対象事業 | (1) 発電所の出力                                        | 発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                             |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
| 14 別表第1 5の項<br>(7)又は(8)に該当する対象事業 | (1) 発電所の出力                                        | 発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                             |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
| 15 別表第1 6の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業 | (1) ごみ焼却施設又は<br>産業廃棄物焼却施設の<br>処理能力                | ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。                       |
|                                  | (2) 対象事業が実施さ                                      | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以                                         |

|                                  |                                                                                                                   |                                                                |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|                                  | れるべき区域の位置                                                                                                         | 上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。                               |
| 16 別表第1 6の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) し尿処理施設の処理能力                                                                                                   | し尿処理施設の1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。                            |
|                                  | (2) し尿処理施設の排出水量                                                                                                   | し尿処理施設の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。                                  |
| 17 別表第1 6の項<br>(5)又は(6)に該当する対象事業 | (1) 埋立処分場所の位置                                                                                                     | 新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント未満であること。                |
|                                  | (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別 |                                                                |
| 18 別表第1 7の項に該当する対象事業             | 埋立干拓区域の位置                                                                                                         | 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。                |
| 19 別表第1 8の項に該当する対象事業             | 施行区域の位置                                                                                                           | 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。    |
| 20 別表第1 9の項に該当する対象事業             | 造成に係る土地の位置                                                                                                        | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。 |
| 21 別表第1 10の項に該当する対象事業            | 施行区域の位置                                                                                                           | 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。    |
| 22 別表第1 11の項に該当する対象事業            | 造成に係る土地の位置                                                                                                        | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。 |
| 23 別表第1 12の項に該当する対象事業            | 造成に係る土地の位置                                                                                                        | 新たに造成に係る一団の土地の面積が修正前の一団の土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。  |
| 24 別表第1 13の項<br>(1)又は(2)に該当する    | 形状の変更に係る土地の位置                                                                                                     | 新たに形状の変更に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタ         |

|                                     |                       |                                                                      |
|-------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| る対象事業                               |                       | ール未満であること。                                                           |
| 25 別表第1 13の項<br>(3)から(6)までに該当する対象事業 | 形状の変更に係る土地の位置         | 新たに形状の変更に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。    |
| 26 別表第1 14の項に該当する対象事業               | (1) 排出ガス量又は排出水量       | 工場等の排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。                                    |
|                                     | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置 | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
| 27 別表第1 15の項に該当する対象事業               | (1) 計画処理人口            | 計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。                                             |
|                                     | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置 | 修正前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
| 28 別表第1 16の項に該当する対象事業               | 土取場又は岩石採取場の区域の位置      | 新たに土取場又は岩石採取場の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。 |
| 29 別表第1 17の項に該当する対象事業               | 採掘鉱区の位置               | 新たに採掘鉱区となる部分の面積が修正前の採掘鉱区面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。           |

一部改正〔令和元年規則31号・2年52号〕

**別表第3**（第41条、第58条、附則第2項関係）

| 対象事業の区分                         | 事業の諸元                                                            | 手続を経ることを要しない変更の要件                                            |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 別表第1 1の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業 | (1) 道路の長さ                                                        | 道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                      |
|                                 | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                                            | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                 | (3) 車線の数                                                         | 車線の数が増加しないこと。                                                |
|                                 | (4) 設計速度                                                         | 設計速度が増加しないこと。                                                |
|                                 | (5) 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別                                 | 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。  |
|                                 | (6) 道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道 | 変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。       |

|                                 |                                                |                                                                   |
|---------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|                                 | の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置 |                                                                   |
| 2 別表第1 1の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) 農業用道路の長さ                                   | 農業用道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                        |
|                                 | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                          | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。      |
|                                 | (3) 車線相当部の数                                    | 車線相当部の数が増加しないこと。                                                  |
|                                 | (4) 農業用道路の設計の基礎となる自動車の速度                       | 農業用道路の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。                                     |
|                                 | (5) 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別               | 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。       |
| 3 別表第1 1の項<br>(5)に該当する対象事業      | (1) 林道の長さ                                      | 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                           |
|                                 | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                          | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。      |
|                                 | (3) 林道の設計の基礎となる自動車の速度                          | 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。                                        |
|                                 | (4) トンネル又は橋を設置する区域の位置                          | トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 |
| 4 別表第1 2の項<br>(1)に該当する対象事業      | (1) 貯水区域の位置                                    | 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。                          |
|                                 | (2) コンクリートダム又はフィルダムの別                          |                                                                   |
|                                 | (3) 対象事業が実施されるべき区域の位置                          | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。      |
| 5 別表第1 2の項<br>(2)又は(3)に該当する対象事業 | (1) 湛(たん)水区域の位置                                | 新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の10パーセント未満であること。                  |
|                                 | (2) 固定堰(ぜき)又は可動堰(ぜき)の別                         |                                                                   |
|                                 | (3) 堰(せき)の位置                                   | 堰(せき)の両端のいずれかが250メートル以上移動しないこと。                                   |

|                                 |                                        |                                                                 |
|---------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|                                 |                                        | と。                                                              |
| 6 別表第1 2の項<br>(4)に該当する対象事業      | 放水路の区域の位置                              | 新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。                   |
| 7 別表第1 3の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業 | (1) 鉄道の長さ                              | 鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                         |
|                                 | (2) 本線路施設区域の位置                         | 変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。                  |
|                                 | (3) 本線路の数                              | 本線路の増設がないこと。                                                    |
|                                 | (4) 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度               | 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。            |
|                                 | (5) 運行される列車の本数                         | 地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。       |
|                                 | (6) 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別 | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。 |
|                                 | (7) 車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置                 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加しないこと。                             |
| 8 別表第1 3の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) 軌道の長さ                              | 軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                         |
|                                 | (2) 本線路施設区域の位置                         | 変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。                  |
|                                 | (3) 本線路の数                              | 本線路の増設がないこと。                                                    |
|                                 | (4) 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度              | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。           |
|                                 | (5) 運行される車両の本数                         | 地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。       |
|                                 | (6) 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別 | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。 |
|                                 | (7) 車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置                 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加しないこと。                             |
| 9 別表第1 4の項                      | (1) 滑走路の長さ                             | 滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                        |

|                                    |                          |                                                                                                                                               |
|------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)から(3)までに該当する対象事業                | (2) 陸上飛行場及びその施設の区域の位置    | 新たに陸上飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が10ヘクタール未満であること。                                                                                                     |
|                                    | (3) 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。                                                                                  |
|                                    | (4) 利用を予定する航空機の種類又は数     | 変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が62デシベル以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。 |
| 10 別表第1 4の項<br>(4)から(6)までに該当する対象事業 | (1) 滑走路の長さ               | 滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。                                                                                                                      |
|                                    | (2) 陸上ヘリポート及びその施設の区域の位置  | 新たに陸上ヘリポート及びその施設の区域となる部分の面積が1ヘクタール未満であること。                                                                                                    |
|                                    | (3) 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。                                                                                  |
| 11 別表第1 5の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業   | (4) 利用を予定するヘリコプターの種類又は数  | 変更前の飛行場周辺区域から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。                                                                                                |
|                                    | (1) 発電所又は発電設備の出力         | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                                                                                                |
|                                    | (2) ダムの貯水区域の位置           | 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。                                                                                                |
|                                    | (3) 堰(せき)の湛(たん)水区域の位置    | 新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。                                                                          |
|                                    | (4) ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別 |                                                                                                                                               |
|                                    | (5) 対象事業が実施されるべき区域の位置    | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。                                                                                  |
|                                    | (6) 減水区間の位置              | 新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は50メートル未満であること。                                                                                     |

|                                  |                                                   |                                                              |
|----------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 12 別表第1 5の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) 発電所又は発電設備の出力                                  | 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。                               |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                  | (3) 原動力についての<br>汽力、ガスタービン、<br>内燃力又はこれらを組み合わせたものの別 |                                                              |
|                                  | (4) 燃料の種類                                         |                                                              |
|                                  | (5) 冷却方式についての<br>冷却塔、冷却池又は<br>その他のものの別            |                                                              |
|                                  | (6) 年間燃料使用量                                       | 年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。                                    |
|                                  | (7) ばい煙の時間排出量                                     | ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。                                  |
|                                  | (8) 煙突の高さ                                         | 煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。                                      |
|                                  | (9) 温排水の排出先の<br>水面又は水中の別                          |                                                              |
|                                  | (10) 放水口の位置                                       | 放水口が50メートル以上移動しないこと。                                         |
| 13 別表第1 5の項<br>(5)又は(6)に該当する対象事業 | (1) 発電所の出力                                        | 発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                     |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
| 14 別表第1 5の項<br>(7)又は(8)に該当する対象事業 | (1) 発電所の出力                                        | 発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。                                     |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                  | (3) 発電設備の位置                                       | 発電設備が100メートル以上移動しないこと。                                       |
| 15 別表第1 6の項<br>(1)又は(2)に該当する対象事業 | (1) ごみ焼却施設又は<br>産業廃棄物焼却施設の<br>処理能力                | ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。               |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                             | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。 |
|                                  | (3) ばい煙の時間排出量                                     | ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。                                  |

|                                  |                                                                                                     |                                                                    |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                                  | (4) 煙突の高さ                                                                                           | 煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。                                            |
| 16 別表第1 6の項<br>(3)又は(4)に該当する対象事業 | (1) し尿処理施設の処理能力                                                                                     | し尿処理施設の1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。                                |
|                                  | (2) し尿処理施設の排出水量                                                                                     | し尿処理施設の排出水量が10パーセント以上増加しないこと。                                      |
| 17 別表第1 6の項<br>(5)又は(6)に該当する対象事業 | (1) 埋立処分場所の位置                                                                                       | 新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。                    |
|                                  | (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別 |                                                                    |
| 18 別表第1 7の項に該当する対象事業             | (1) 埋立干拓区域の位置                                                                                       | 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。                    |
|                                  | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                                                                               | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。       |
|                                  | (3) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積                                                     | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は5ヘクタール以上増加しないこと。 |
| 19 別表第1 8の項に該当する対象事業             | (1) 施行区域の位置                                                                                         | 新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。        |
|                                  | (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積                                                     | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は5ヘクタール以上増加しないこと。 |
| 20 別表第1 9の項に該当する対象事業             | (1) 造成に係る土地の位置                                                                                      | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。     |

|                                 |                                                 |                                                                    |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                                 | (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積 | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は5ヘクタール以上増加しないこと。 |
| 21 別表第1 10の項に該当する対象事業           | (1) 施行区域の位置                                     | 新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。        |
|                                 | (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積 | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は5ヘクタール以上増加しないこと。 |
| 22 別表第1 11の項に該当する対象事業           | (1) 造成に係る土地の位置                                  | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。     |
|                                 | (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積 | 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は5ヘクタール以上増加しないこと。 |
| 23 別表第1 12の項に該当する対象事業           | 造成に係る土地の位置                                      | 新たに造成に係る一団の土地の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。       |
| 24 別表第1 13の項(1)又は(2)に該当する対象事業   | 形状の変更に係る土地の位置                                   | 新たに形状の変更に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。   |
| 25 別表第1 13の項(3)から(6)までに該当する対象事業 | 形状の変更に係る土地の位置                                   | 新たに形状の変更に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。  |
| 26 別表第1 14の項に該当する対象事業           | (1) 排出ガス量又は排出水量                                 | 工場等の排出ガス量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。                                  |
|                                 | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置                           | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。       |
|                                 | (3) 煙突の高さ                                       | 煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。                                            |
| 27 別表第1 15の項に                   | (1) 計画処理人口                                      | 計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。                                           |

|                       |                       |                                                                      |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 該当する対象事業              | (2) 対象事業が実施されるべき区域の位置 | 変更前の対象事業が実施されるべき区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと。         |
| 28 別表第1 16の項に該当する対象事業 | 土取場又は岩石採取場の区域の位置      | 新たに土取場又は岩石採取場の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。 |
| 29 別表第1 17の項に該当する対象事業 | 採掘鉱区の位置               | 新たに採掘鉱区となる部分の面積が変更前の採掘鉱区の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。          |

#### 別表第4（第43条関係）

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 1 愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第21条第4項                      |
| 2 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）第47条第1項及び第50条第1項               |
| 3 愛媛県自然環境保全条例（昭和48年愛媛県条例第32号）第21条第4項及び第22条第3項             |
| 4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条及び第14条第1項 |

#### 別表第5（第44条関係）

|                                    |                                                                                                                  |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 条例第28条第2項第1号の県の条例の規定であって規則で定めるもの | (1) 愛媛県公害防止条例第48条第1項（同条例第50条第2項において準用する場合を含む。）<br>(2) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第12条（同条例第14条第4項において準用する場合を含む。） |
| 2 条例第28条第2項第2号の県の条例の規定であって規則で定めるもの | (1) 愛媛県県立自然公園条例第21条第5項<br>(2) 愛媛県自然環境保全条例第21条第6項                                                                 |
| 3 条例第28条第2項第3号の県の条例の規定であって規則で定めるもの | (1) 愛媛県自然環境保全条例第22条第3項第7号                                                                                        |

#### 別表第6（第45条関係）

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 1 愛媛県公害防止条例第16条第1項、第18条第1項、第36条、第38条、第62条第1項及び第64条第1項 |
| 2 愛媛県県立自然公園条例第32条第1項                                  |
| 3 愛媛県自然環境保全条例第23条第1項                                  |

#### 別表第7（附則第3項関係）

|                                                             |
|-------------------------------------------------------------|
| 1 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）別表第1の第4欄に掲げる法律の規定                  |
| 2 鉱業法第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）                          |
| 3 採石法第33条及び第33条の5第1項                                        |
| 4 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。） |

む。)

- 5 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項
- 6 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第27条の2第1項及び第2項、第27条の3第1項並びに第37条の2
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項及び第33条第1項
- 8 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項
- 9 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項、第8条第1項並びに第18条の6第1項及び第3項
- 10 都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第53条第1項、第59条第1項から第4項まで及び第63条第1項並びに附則第4項
- 11 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条及び第7条
- 12 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第17条第1項ただし書、第25条第4項、第27条第3項及び第28条第1項
- 13 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条及び第7条第1項
- 14 工場立地法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項並びに工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項
- 15 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項
- 16 第43条及び第45条に規定する県の条例の規定

別記様式（第67条関係） 身分証明書

（表）

| 身 分 証 明 書                                                            |        |
|----------------------------------------------------------------------|--------|
|                                                                      | 第 号    |
| 写真                                                                   | 所 属    |
|                                                                      | 職 名    |
|                                                                      | 氏 名    |
|                                                                      | 年 月 日生 |
| 上記の者は、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第46条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。 |        |
| 年 月 日発行                                                              |        |
| 年 月 日限り有効                                                            |        |
| 愛媛県知事                                                                | 印      |

愛媛県環境影響評価条例(抜粋)

(立入検査等)

第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者等の事務所若しくは対象事業の実施に係る区域に立ち入り、環境影響評価、事後調査その他の手続若しくは対象事業の実施状況若しくは環境の保全のための措置の状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。

2 知事は、前項の規定による報告若しくは資料の提出を受けたとき、又は検査若しくは調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、環境の保全についての適正な配慮がなされる必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。

3 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な手続の実施その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)～(7) 省略

(8) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 知事は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。